

令和元年9月14日

保護者様

練馬区立谷原小学校長  
池上 育志

## 気象警報発表時における臨時休業等の対応について

本日は、学校公開への多数のご参観と引き取り訓練へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。気象警報時における対応について改めてお知らせいたします。

### <特別警報等が発令されている場合>

当日午前7時の時点で、気象庁から練馬区に**特別警報**（大雨・強風・大雪・暴風雪等）、または「**暴風警報**」「**暴風雪警報**」が発令されている場合は臨時休業となります。状況によっては、練馬区から一斉臨時休校になる旨のメールが配信されることもあります。

### <午前7時以前に暴風警報等が解除された場合>

- ① 通常通りの登校（すべての警報が解除の場合）
- ② 台風15号の時のように直前で暴風警報が解除された場合（大雨警報等は継続）は、午前7時10分までにメールや学校ホームページで登校に関する対応などの情報を提供します。

\* 9月9日のようにメール配信や学校ホームページへの接続が困難な場合は、登校の対応を午前7時15分までに校外委員の方を經由し、各登校班の世話人の方にお知らせします。本校は地区班が編成されており、その組織が緊急時にも対応できるようになっています。

### 学校への直接のお問い合わせについて

緊急時は、職員も様々な対応にあたっている可能性が大きいため、学校への直接の電話でのお問い合わせは極力お控えください。ご理解の程よろしくお願いいたします。